

○富岡町津波被災住宅再建事業補助金交付要綱

(平成27年12月24日告示第30号)

改正 平成28年11月22日告示第49号 平成30年3月1日告示第17号

(趣旨)

第1条 町は、東日本大震災において津波の被害を受けた地域について、被災した住宅の再建支援をするため、福島県市町村復興支援交付金（津波被災住宅再建事業分）交付要綱（平成25年7月29日制定）、富岡町補助金等の交付等に関する規則（昭和50年富岡町規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住家 平成23年3月11日において富岡町内に現に居住のために使用していた建物。
- (2) 危険住宅 富岡町災害危険区域に関する条例（平成27年富岡町条例第21号）の規定により指定した災害危険区域に存する建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する既存不適格住宅。
- (3) 補助事業者 次条に規定する補助対象事業を行う者のうち、平成23年3月11日時点で富岡町に住所を有していた者で、津波により住家に被害を受けた者とする。ただし、防災集団移転促進事業又はがけ地近接等危険住宅移転事業による住宅移転補助を受ける者を除く。
- (4) 加算支援金 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第3条第2項各号に規定する支援金（同条第5項の規定において準用する場合を含む。）をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は次に掲げるものとする。

- (1) 危険住宅を安全な場所へ移転させる事業
- (2) 災害危険区域外にあって津波の被害を受けた住家のうち全壊、大規模半壊又は半壊の住家（以下「津波被災住宅」という。）を撤去し、安全な場所へ移転又は再建する事業
- (3) 災害危険区域外にあって津波により床上浸水以上の被害を受けた住家を修繕する事業

(補助金の種類及び額)

第4条 補助金の種類及び額は、次の各号に掲げるものとし、各号のうちいずれか1つを適用するものとする。

- (1) 取得経費補助（県内移転） 危険住宅又は津波被災住宅に代わる住宅を福島県内に建設又は購入に要した経費から加算支援金を控除して得た額とし、住家が流失した補助事業者は350万円、住家が残存していた補助事業者は250万円を限度とする。ただし、移転先住宅取得経費に相当する額が加算支援金の額に満たない場合は補助の対象としない。
- (2) 取得経費補助（県外移転） 危険住宅又は津波被災住宅に代わる住宅を福島県外に建設又は購入に要した経費から加算支援金を控除して得た額とし、住家が流出した補助事業者は150万円、住家が残存していた補助事業者は100万円を限度とする。ただし、移転先住宅取得経費に相当する額が加算支援金の額に満たない場合は補助の対象としない。

(3) 修繕費補助（町内修繕） 住家を修繕するのに要した経費とし、1戸当たり50万円を限度とする。

(4) 資金借入補助（県内県外共通） 災害危険区域内にあった津波被災住宅に代わる住宅の再建を目的として、次のアからイに係る資金を金融機関から借り入れた場合の補助においては、アからイごとに当該借入金に係る総額（利子の利率は、借入時の利率（年利8.5パーセントを限度とする。）で計算することとし、実績報告後に利率が変動した場合であっても、補助額の変更は認めない。）及びウの合計額とする。

ア 住宅の建設又は購入に要した費用に係るものについては457万円を限度とする。

イ 住宅の建設のための用地の購入に要した費用に係るものについては206万円（用地造成を伴うときは、当該借入金利子に相当する額に59万7千円を上限として造成に係る借入金利子に相当する額を加算した額）を限度とする。

ウ 被災住宅の撤去及び家財道具等の移転のための運搬に要した費用に係るものについては80万2千円を限度とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の控除）

第5条 前条の規定にかかわらず、補助対象事業において、この要綱の規定による補助金以外の補助金又はこれに類する収入がある場合は、前条の規定により算出した額から、当該収入額を控除した額を補助金の額とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、富岡町津波被災住宅再建事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 富岡町津波被災住宅再建事業計画書（様式第2号）

(2) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査するものとする。

2 町長は、前項の規定による審査の後、補助金交付の可否について富岡町津波被災住宅再建事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により補助事業者に通知するものとする。

（事業内容の変更等の申請）

第8条 補助事業者は、事業内容に変更が生じたときは、富岡町津波被災住宅再建事業内容変更・廃止・中止承認申請書（様式第4号）にその内容が確認できる書類を添えて速やかに町長に提出しなければならない。

（事業内容の変更等の承認）

第9条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、必要な審査を行い、事業内容の変更等の承認をしたときは、速やかに富岡町津波被災住宅再建事業内容変更・廃止・中止承認通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、事業が完了したときは、速やかに富岡町津波被災住宅再建事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 富岡町津波被災住宅再建事業実績書（様式第7号）

(2) その他町長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第11条 町長は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、必要な審査を行い、補助金の額を確定したときは、富岡町津波被災住宅再建事業補助金確定通知書(様式第8号)により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求及び支出)

第12条 補助金の支出は、事業が完了した後、補助金の交付決定を受けた補助事業者の請求により行うものとする。

2 補助金の交付決定を受けた補助事業者が補助金の請求をしようとするときは、富岡町津波被災住宅再建事業補助金交付請求書(様式第9号)を町長へ提出しなければならない。

(差額の請求)

第13条 平成30年2月28日までに交付を受けた補助事業者のうち、平成30年3月1日改正後の交付額に差額が生じた補助事業者は、富岡町津波被災住宅再建事業補助金追加請求書(様式第10号)を町長へ提出することにより、差額を請求することができる。

(補助金額の確定)

第14条 町長は、前条の規定による請求書を受領したときは、必要な審査を行い、補助金の額を確定したときは、富岡町津波被災住宅再建事業補助金追加決定通知書(様式第11号)により補助事業者へ通知するものとする。

(取得財産の処理制限)

第15条 規則第18条に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で規定する耐用年数とする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(平成28年11月22日告示第49号)

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、平成28年1月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成30年3月1日告示第17号)

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

富岡町津波被災住宅再建事業補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第2号(第6条関係)

富岡町津波被災住宅再建事業計画書

[別紙参照]

様式第3号(第7条関係)

富岡町津波被災住宅再建事業補助金交付決定通知書
[別紙参照]

様式第4号(第8条関係)
富岡町津波被災住宅再建事業内容変更・廃止・中止承認申請書
[別紙参照]

様式第5号(第9条関係)
富岡町津波被災住宅再建事業補助金変更・廃止・中止承認通知書
[別紙参照]

様式第6号(第10条関係)
富岡町津波被災住宅再建事業実績報告書
[別紙参照]

様式第7号(第10条関係)
富岡町津波被災住宅再建事業実績書
[別紙参照]

様式第8号(第11条関係)
富岡町津波被災住宅再建事業補助金確定通知書
[別紙参照]

様式第9号(第12条関係)
富岡町津波被災住宅再建事業補助金交付請求書
[別紙参照]

様式第10号(第13条関係)
富岡町津波被災住宅再建事業補助金追加請求書
[別紙参照]

様式第11号(第14条関係)
富岡町津波被災住宅再建事業補助金追加決定通知書
[別紙参照]